

あなたの気付きが高齢者と 家族を守ります

11月が高齢者虐待防止推進月間

高齢者虐待とは、家族などの養護者や高齢者施設職員などによる不適切な行為によって、高齢者本人の権利・生命・健康・生活が損なわれることをいいます。

虐待には、身体的虐待のほか、怒鳴るなどの心理的虐待、水分や食事を十分に与えないなどの放棄・放任、年金や預貯金を無断で使うなどの経済的虐待、性的虐待があります。

一生懸命介護しているからこそ、虐待が起こってしまうこともあります。地域で、虐待を受けている可能性のある高齢者を見聞きしたり、自身の関わりでお困りのことや気になることがあるときは、下記へ相談・連絡してください。

- 関・南部地区地域包括支援センター ☎(585)9201
 ・中部地区地域包括支援センター ☎(584)5519
 ・北部地区地域包括支援センター ☎(516)4160
 ・長寿政策課 ☎(584)5474 FAX(581)0203

11月12日(木)～25日(水)は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

性暴力について

望まない性的な行為は、性暴力です。性別や年齢に関わらず起こり、身近な人や交際相手、配偶者から被害を受けることもあります。

DVについて

配偶者などの身近な関係にある人からの暴力です。身体的・精神的・心理的暴力のほか、お金を渡さないなどの経済的暴力、家庭外の人間関係を遮断させる社会的隔離なども含みます。



啓発ポスター

専門の相談員がお話を伺います

- ・性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
☎#8891(はやくワンストップ)
- ・DV被害者のための配偶者暴力相談支援センター
☎#8008(はれれば)



ホームページ

関人権政策課

☎・☎(582)1116 FAX(582)0539

11月は仕事と生活の調和推進月間 あなたのライフスタイルや 職場環境を考えよう

あなたの仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をチェック

- ☐ 朝は毎日気持ちよく(すっきり)起きられる
☐ 食事は毎日おいしく食べている
☐ ほぼ毎日、十分な睡眠時間がとれている
☐ 残業は少ない方である
☐ 職場に相談できる仲間がいる
☐ 仕事にやりがいや充実感を感じている
☐ 有給休暇などの制度を有効に利用している
☐ 平日でも子どもの学校の行事に参加している
☐ 充実した余暇や趣味の時間を過ごしている
☐ 夕食はほとんど家族と一緒に食べている
☐ 地域活動やボランティア活動に参加している
☐ 家事・育児などは家族と協力し合っている
☐ スポーツなどで健康維持に努めている
☐ 職場以外の友人も多い

関人権政策課

☎・☎(582)1116 FAX(582)0539

189 いちはやく 11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は、子どもの心身を深く傷つけ、健やかな成長や発達に影響を与える行為で、子どもの将来にも影響を与えます。

身体的虐待のほか、食事を与えないなどのネグレクト、暴言、無視などの心理的虐待、性的虐待があります。



虐待から子どもを守るために、「子どもの様子がおかしい」と思ったら、ためらわず連絡してください。連絡した人の秘密は固く守られます。実際には虐待でなかったとしても、連絡した人が責任を問われることはありません。

児童虐待の連絡、子どもに関わる相談

- ・市子育て応援室 ☎(582)1159
- ・市こども家庭センター ☎(582)1112
- ・滋賀県中央子ども家庭相談センター ☎(562)1121
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189
(24時間365日受付)

関子育て応援室

☎(582)1159 FAX(582)1138